

蒲情・個・行審答申第3号

(諮問第3号)

件名：地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業の補助金申請書及び同地域計画の部分公開決定

答 申

蒲郡市長（以下「実施機関」という。）が、地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業（以下「高付加価値化事業」という。）の補助金申請書（以下「文書1」という。）について、「事業規模、実施内容及び担当者連絡先が記載されており、公開することにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報である」ことを理由として部分公開決定としたことは妥当である。

次に、実施機関が高付加価値化事業の地域計画（以下「文書2」という。）について、「事業規模や実施内容が記載されており、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報である」ことを理由として部分公開決定としたことは妥当である。

1 審査請求に至る経過等

(1) 公文書の公開の請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和5年3月28日付けで実施機関に対して、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、文書1及び文書2の公開の請求を行った。

(2) 実施機関の処分

実施機関は、文書1については、「事業規模、実施内容及び担当者連絡先が記載されており、公開することにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であるため。（条例第6条第1項第3号に該当します。）」とし、文書2については、「事業規模や実施内容が記載されており、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であるため。（条例第6条第1項第3号に該当します。）」として、令和5年4月11日付けで部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を請求人に通知した。

(3) 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、令和5年5月18日付け（受付は同年5月19日付け）で行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、対象文書の一部（文書1に記載され

たメールアドレス・個別事業計画・収支改善計画・金融機関への事前相談状況・相談先の金融機関・伴走者）を除いて開示を求めるというものである。

(2) 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している理由は、次のとおり要約される。

ア 文書1の不開示部分についての理由として、当該情報が条例第6条第1項第3号に該当と根拠規定を述べているにすぎず、開示がどのように作用して法人の競争上の地位その他正当な利益を害するののかについて明確に述べていない。

イ 文書2のうち、補助対象事業一覧に記載された補助対象事業者・補助対象経費・補助申請額について、開示請求している項目の記載文字数から判断しても、公開しても法人の競争上の地位その他正当な利益を害する、又法人の競争上の地位を害する等の蓋然性は見当たらない。

ウ 文書2のうち、スケジュールに記載された小項目・細目について、定例議会及び経済委員会において、廃屋撤去の補助申請者（竹島開発株、竹島パーク）を明らかにしており参加社名、施設名称を秘匿する特段の理由はないと判断できる。

3 実施機関の説明

実施機関が、弁明書及び口頭説明で主張している理由は、次のとおり要約される。

- (1) 請求人が主張する2(2)アについて、公開しないこととした部分において「1法人情報及び事業計画に関する部分」を明記した上で、公開しないこととした理由において「事業規模、実施内容及び担当者連絡先が記載されており」という具体的な内容を記入しており、当該内容は、事業の将来展望・経営方針等に関する情報であると考えたため、部分公開決定とした。
- (2) 請求人が主張する2(2)イについて、文字数の判断は個々の概念であり、実際に非公開にしている部分については、事業規模が記載されており、その内容は、事業の将来展望・経営方針等に関する情報であると考えたため、部分公開決定とした。
- (3) 請求人が主張する2(2)ウについて、請求人が主張している議会での情報と今回求められている公文書の情報が一致しているということは、請求人の憶測であり、その事実が明らかではない。文書2のうち、スケジュールに記載された小項目・細目に記載された内容は、事業の将来展望・経営方針等に関する情報であると考えたため、部分公開決定とした。

4 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた市政の発展に寄与する、というものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公

開することにより、個人のプライバシーや法人等の正当な利益を侵害したり、行政の公正かつ適正な執行が阻害され、ひいては市民全体の利益を損なうものもある。このため、条例においては個人及び法人等の権利利益や公益と市民の公文書の公開を請求する権利との調和を図る観点から、原則公開の例外として公開しないことができる情報を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、請求人及び実施機関のそれぞれの主張から本件を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(2) 文書1について

ア 文書1の内容について

文書1は、観光庁が実施する高付加価値化事業に係る補助金申請書であり、当該事業に参加する事業者名、事業者住所、施設名称、事業開始日、事業完了日、事業費、補助金申請額等が記載されている。

実施機関は、文書1について、「事業規模、実施内容及び担当者連絡先が記載されており、公開することにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であり、条例第6条第1項第3号に該当する」と主張している。

これに対し、請求人は、「不開示部分についての理由として、当該情報が条例第6条第1項第3号に該当と根拠規定を述べているにすぎず、開示がどのように作用して法人の競争上の地位その他正当な利益を害するののかについて明確に述べていない」と主張しているため、文書1において非公開とされている部分が条例第6条第1項第3号に該当するものかどうか検討をする。

イ 条例第6条第1項第3号（事業活動情報）の該当性について

条例第6条第1項第3号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報のうち、公開することにより、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものが記録されている公文書は非公開とすることを定めたものである。

当審査会が文書1を実際に見分したところ、実施機関が非公開とした部分には、事業者名、事業者住所、施設名称、事業開始日、事業完了日、事業費、補助金申請額等の記載が認められた。

実施機関からの口頭説明によれば、本件補助金は、申請はしたものの、結果として不採択となったものであり、また、令和5年度においても、観光庁から高付加価値化事業に係る補助金の募集がされており、市は改めて補助金の申請を行う予定であるとのことである。

高付加価値化事業に係る補助金は、公金から支出がされるものであり、採択された補助金の申請内容については、公開されるべきものと考えられるが、不採択となった補助金の申請内容については、事業者がこれから実施する事業、即ち経営戦略として行う事業を公開することとなるため、事業者として経営戦略上不都合なものであり、競争を阻害するものである。観光庁のホームページ

においても、高付加価値化事業に採択された案件は公表されているが、不採択となった案件は公表されていない。

また、市が取りまとめた高付加価値化事業は、市内の観光業者全てが参加しているものではなく、参加していない事業者もある。文書1を公開することにより、高付加価値化事業に参加していない事業者も分かってしまい、当該事業者には、施設を改修する予定や費用がないと判断されるおそれがあるなど、公開することにより支障をきたす場合も考えられる。

以上のことから、文書1のうち、非公開部分は条例第6条第1項第3号に該当し、実施機関がした部分公開決定は、妥当であると判断する。

(3) 文書2について

ア 文書2の内容について

文書2は、観光庁が実施する高付加価値化事業に係る地域計画であり、補助対象事業者、補助対象経費及び補助申請額並びに高付加価値化事業のスケジュールが記載されている。

実施機関は、文書2について、「事業規模や実施内容が記載されており、公開することにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であり、条例第6条第1項第3号に該当する」と主張している。

これに対し、請求人は、「補助対象事業一覧に記載された補助対象事業者・補助対象経費・補助申請額について、開示請求している項目の記載文字数から判断しても、公開しても法人の競争上の地位その他正当な利益を害する、又法人の競争上の地位を害する等の蓋然性は見当たらない。」、「スケジュールに記載された小項目・細目について、定例議会及び経済委員会において、廃屋撤去の補助申請者（竹島開発㈱、竹島パーク）を明らかにしており参加社名、施設名称を秘匿する特段の理由はないと判断できる。」と主張しているため、文書2において非公開とされている部分が条例第6条第1項第3号に該当するものかどうか検討をする。

イ 条例第6条第1項第3号（事業活動情報）の該当性について

当審査会が文書2を実際に見分したところ、実施機関が非公開とした部分には、補助対象事業者、補助対象経費及び補助申請額並びに高付加価値化事業のスケジュールの記載が認められた。

地域計画は、高付加価値化事業に係る補助金申請の際に補助金申請書と合わせて提出するものであり、

文書2の非開示部分は、4(2)イの文書1に対する判断と同様の考えの下「法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報」であり、条例第6条第1項第3号に該当するため、実施機関がした部分公開決定は、妥当であると判断する。

5 結論

以上のことから、当審査会は冒頭のとおり判断する。

6 付言

上記の結論に直接影響を及ぼすものではないが、以下のとおり付言する。

請求人は、本件審査請求に係る非公開部分の理由の明示が十分でないことを指摘している。

非公開理由を明記する趣旨は、非公開事由にあたるかどうかについて実施機関の厳格かつ慎重な判断を求め、実施機関による恣意的な非公開を抑制するとともに、処分の理由を請求人に知らせて、審査請求等に便宜を与えるところにある。

本件処分における非公開理由には、非公開部分の記載内容が記載されているものの、それらの記載内容がなぜ条例第6条第1項第3号に該当すると判断したのかは記載されておらず、説明が不十分であると言わざるを得ない。

しかしながら、具体的な記述をすることで非公開部分の内容を実質的に公開してしまうおそれも考えられる。このため、実施機関は、非公開部分を公開することとならないように配慮しつつも、開示請求者に対して、非公開の根拠規定に該当することが伝わるよう、より丁寧に非公開理由を記載すべきであり、前記の趣旨を鑑み、適正に対応されたい。

○審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和6年 1月31日	実施機関からの諮問（産業振興部観光まちづくり課）
令和6年 2月21日	実施機関の口頭説明
令和6年 3月18日	請求人による口頭意見陳述及び審議
令和6年 8月 8日	審議及び答申の検討
令和6年 8月13日	答申